

令和7年3月28日

改善勧告に従わない認可外保育施設「Baby farm はぎゅっと」について

本市は、市内に所在する認可外保育施設「Baby farm はぎゅっと」に対し、児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査を実施し、その結果を踏まえ、令和6年12月26日付けで設置者に同条第3項に基づく改善勧告を行いましたが、令和7年3月17日及び3月27日の立入調査で改善が図られていませんでしたので、同条第4項に基づき、公表します。

1 該当施設

施設名称 Baby farm はぎゅっと（ベビーホテル）
所在地 宇都宮市宿郷3-22-1
設置者 下田 雄弥
事業開始日 令和6年3月20日

2 改善勧告の公表に係る経緯

当該施設は、児童福祉法第59条第1項に基づき実施しました立入調査で、国の定める認可外保育施設指導監督基準に違反し、1名のみでの保育の実施や、備えるべき帳簿等を整備していなかったことを確認しましたので、令和6年12月26日付けで児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行いました。

改善状況の確認のため、令和7年3月17日及び3月27日に立入調査を実施しましたところ、引き続き、職員配置基準を満たすことなく、また備えるべき帳簿等が未作成な状態で保育を実施しており、改善が認められませんでした。

3 改善勧告の内容及び改善の状況

事項	改善勧告の内容	改善の状況
(1) 保育に従事する者の数	保育に従事する者の数を満たしていない状態で運営されていました。 ⇒ 早急に基準を満たす人員体制の確保を図ること	【未改善】 保育に従事する者の数は、2人を下回ってはならないこととされていますが、引き続き、職員配置基準を満たすことなく、1名で保育を行っていることが確認され、改善が認められませんでした。

(2) 備える 帳簿等	保育の記録や児童の状況を明らかにする帳簿等が未作成でありました。 ⇒ 適正に帳簿等を記録・保管，運営を行うこと	【未改善】 保育の記録や児童の状況を明らかにする帳簿等（児童の在籍記録，保育日誌等）が未作成であることが確認され，改善が認められませんでした。
----------------	--	---

4 今後の対応

- ・ 本日，本市ホームページにて，公表を行います。
- ・ 当該施設が職員配置基準等を満たしていないことについて，利用者へ周知し，当該施設の利用を控える等の勧奨を行います。また，保育を必要とする利用者に対しましては，市に届出がされている他の保育施設を御案内します。
- ・ 今後，引き続き指導を行い，改善が図られない場合は弁明の機会を付与し，本市の附属機関である宇都宮市子ども・子育て会議の意見を聴取した上で，児童福祉法第59条第5項に基づく事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることがあります。